

OIEコードに規定されているBSEリスク・ステータスの分類と輸入条件

BSEリスク・ステータスの決定基準

1. リスク評価の結果

(1) 侵入リスクの評価

BSE病原体の存在

自国産反すう動物群由来の肉骨粉又は獣脂かす

輸入された肉骨粉又は獣脂かす

輸入された生体の反すう動物

輸入された動物飼料及び飼料原料

牛に給与された可能性がある、反すう動物に由来する輸入製品

牛の体内(in vivo)利用に供される反すう動物由来の輸入製品

(上記物品の処分に対する疫学的調査結果)

(2) 暴露リスクの評価

肉骨粉又は獣脂かす等による循環及び増幅

と体等の利用、レンダリング工程及び動物用飼料製造方法

交差汚染防止を含む反すう動物肉骨粉及び獣脂かすの反すう動物への給餌の有無

サーベイランスのレベル及び結果

「無視できるリスク」とは言えない場合 A型サーベイランス

「無視できるリスク」 B型サーベイランス

2. 獣医師、農家等を対象とした教育プログラムの実施

3. BSE様症状牛の調査及び届出義務

4. 承認された研究所での検査の実施

各カテゴリーの要件

カテゴリー	リスク評価 (上記基準1)	サーベイランス	BSE発生状況	リスク低減措置	感染牛等の処分
無視できるリスク	実施	B型サーベイランスを実施中	発生なし	上記基準2、3、4が7年以上 飼料規制が8年以上	-
			輸入牛のみで発生		感染牛の処分
			国内発生あり	11年以内に自国で出生した牛で発生がないこと 上記基準2、3、4が7年以上 飼料規制が8年以上	感染牛、コホート牛の処分
管理されたリスク	実施	A型サーベイランスを実施中	発生なし	上記基準2、3、4が行われ、飼料規制が効果的に実施されているが、 1) 上記基準2、3、4が7年未満、 又は 2) 飼料規制が8年未満	-
			輸入牛のみで発生		感染牛の処分
			国内発生あり		感染牛、コホート牛の処分
不明なリスク	「無視できるリスク」及び「管理されたリスク」の要件を満たしていない場合				

OIEのBSEコードに規定された輸入条件

無条件物品

BSEリスク・ステータスに関わらず「条件を課さずに輸入を承認すべき物品」

- 乳及び乳製品
- 精液及び一定の要件を備えた受精卵
- 獣皮及び皮革
- 獣皮又は皮革のみから調製されたゼラチン及びコラーゲン
- たん白質を含有しない獣脂及び獣脂由来製品
- 第2リン酸カルシウム(たん白質及び脂肪を含まないもの)
- 骨なし骨格筋肉(機械的除去肉を除く)^注
- 血液及び血液製品(ピッシング等せず)

注: 以下の条件を満たしていることが必要

- ・30か月齢以下であること
- ・ピッシング等がされていないこと
- ・と殺前/後検査に合格していること
- ・SRMによって汚染されないように前処理されていること

生体牛及び骨付き牛肉等の各カテゴリーの輸入条件

	生体牛	骨付き牛肉等
無視できるリスク国	なし	・と殺前後の検査 (inspection) に合格。
管理されたリスク国	<p>当該牛が備えるべき要件 母牛及び由来牛群が恒久識別制度によって識別。コホート牛でないこと。 国内発生がある場合、飼料規制の効果的実施日以降に出生。</p>	<p>由来する牛・当該肉などが備えるべき要件 と殺前後の検査 (inspection) に合格。 ピッシング等が行われていないこと。 SRM(全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱)を含まないこと。 30か月齢超の牛由来の機械的除去肉を含まないこと。 及び による汚染が無いよう完全に除去されること。</p>
不明のリスク国	<p>国内対策に係る要件 飼料規制の効果的な実施。 感染牛・コホート牛の処分。</p> <p>当該牛が備えるべき要件 母牛・由来牛群が恒久識別制度により識別。コホート牛でないこと。 飼料規制の効果的実施日から2年経過した後に出生。</p>	<p>由来する牛・当該肉などが備えるべき要件 肉骨粉等が給与されていないこと。 と殺前後の検査 (inspection) に合格。 ピッシング等が行われていないこと。 SRM(全月齢の扁桃・回腸遠位部、12か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱)を含まないこと。 12か月齢超の牛由来の機械的除去肉を含まないこと。 脱骨の過程で露出する神経組織、リンパ組織を含まないこと。 ～ による汚染が無いよう完全に除去されること。</p>